

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の初任給等の基準

(平成十九年三月三十日
規則第七号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の規定に基づき、初任給等の基準に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 初任給等の基準に関する必要な事項は、蒲郡市職員の初任給等の基準(昭和三十六年蒲郡市規則第一号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

第五編 給与(蒲郡市幸田町衛生組合職員の初任給等の基準)

A 「蒲郡衛生二三」

2 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の初任給等の基準の廃止)
蒲郡市幸田町衛生組合職員の初任給等の基準(昭和二十九年蒲郡市幸田町衛生組合規則第二号)は、廃止する。